

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私は、今まで国民年金保険料の納付を忘れたことは無い。昭和44年2月に結婚し、同年5月にA市に転居してからは、夫婦一緒に手続を行い、国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に金融機関で納付していた。一緒に保険料を納付していた夫の一部の記録が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦が転居したA市において、昭和50年度に夫婦連番で払い出されており、申立期間以降は夫婦一緒に納付していることがうかがえる。その夫の年金記録では、加入手続を行った同年度より前の期間である当該期間が納付済みとなっており、加入手続を行った時点で納付することが可能な期間を過年度納付したものと推認できることから、その夫と同じように納付していた申立人も、当該期間について過年度納付していたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間については、前述した夫婦連番の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年度では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の夫の記録でも、当該期間の保険料は未納となっている。

また、申立人には、別の国民年金手帳記号番号（平成13年6月に基礎年金番号に統合）が、昭和42年に払い出されていたが、当該手帳記号番号の

国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は無い。

さらに、A市で、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から同年6月まで
② 平成4年8月及び同年9月
③ 平成4年11月

私は、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。私の国民年金保険料の納付書が送付されて来たため、私の母親と一緒に市役所の出張所に行き、母親が同保険料を納付した記憶があるが、母親が納付したため、詳しいことは分からない。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、オンライン記録によると、申立人に対して国民年金保険料の過年度納付書が発行されていることが確認でき、それに基づき、申立期間③の前後の期間である4年10月及び同年12月以降の保険料が納付されていると考えられることから、申立期間③の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①及び②については、オンライン記録等から、上記1のような事情はうかがえない。

また、申立期間①及び②の間で納付済みとされている平成4年7月の国民年金保険料については、6年5月の国民年金保険料が、実際は同年同月が厚生年金保険の被保険者期間であるため、過誤納金となり、その分が決議された同年8月の時点で、最も遡って納付することができる4年7月分

に充当され、納付済みとされていることが確認できる。

さらに、上記1の過年度納付書が発行された時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付することが困難であったものと考えられる。

加えて、申立人及び申立人の母親は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確ではない。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月

私は、会社を退職した昭和63年4月に、A区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、申立期間の国民年金保険料を同区役所の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和63年4月に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。これについては、オンライン記録では、当該期間は国民年金の未加入期間とされているものの、申立人の所持する年金手帳によると、i) 国民年金手帳記号番号が記載され、B社会保険事務所(当時)の印が押されていること、ii) 「被保険者となった日」欄に、「昭和63年4月1日」と記載され、A区の印が押されていること、iii) 住所欄に、当該期間当時居住していたA区の住所が記載されていることが確認できることから、申立人は、当時、国民年金の被保険者資格を有していたものと推認できる。

また、上述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行っておきながら、加入直後の1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、54年4月から同年9月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年6月まで
② 昭和54年4月から同年9月まで

私の母親は、私が就職後、市役所の支所で私の国民年金の加入手続きを行ったと思う。加入手続き後の国民年金保険料についても、母親が、私の両親の分と一緒に定期的に納付していた。

昭和52年1月に、母親が、私の付加年金の加入手続きを行い、同年同月からは、国民年金保険料に付加保険料を含めて定期的に納付していた。

申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②の保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、加入手続き後の国民年金保険料についても、母親が、定期的に納付していたと主張している。これについては、i) 申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和52年1月頃と推認でき、その時点において、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能であること、ii) 当該期間直後の50年7月から51年3月までの保険料は、過年度納付されていることが特殊台帳により確認できること、iii) 申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親は、60歳到達時まで保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められることから、申立人の母親が、3か月と短期間である当該期間の保険料を過年

度納付したと考えるのも不自然ではない。

また、申立人は、昭和 52 年 1 月にその母親が、申立人の付加年金の加入手続を行い、同年同月からは、国民年金保険料に付加保険料を含めて納付していたと主張している。これについては、申立期間②の保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親の当該期間の保険料は、納付済みとなっている上、当該期間の前後の期間の保険料は、付加保険料を含めて納付済みとなっており、当該期間の前後を通じて申立人は同一市内に居住していることに加え、その両親の職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の 6 か月と短期間である当該期間の保険料を付加保険料を含めて納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立期間②の保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6870

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月まで

私は、昭和 62 年 8 月に出産のため会社を退職する際に、会社から国民年金の加入を勧められたので、同年同月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付していた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと主張している。これについては、オンライン記録によると、当該期間に対して 63 年 10 月に、過年度納付書が発行されたことが確認できることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付書により納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、当該期間は 7 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和53年4月から同年9月まで

私は、はっきり^{おぼ}憶えていないが、昭和52年10月頃に、当時勤務していた会社が、厚生年金保険料を納付することが困難となったため、会社の担当者が、私の国民年金の加入手続きを行い、私の給料から天引きで、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間①が未加入とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及び申立人の妻の国民年金の加入手続きは、昭和53年4月頃に行われたものと推認できる。

また、申立人の申立期間後の国民年金保険料は、全て納付済みとされている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月に申立人の妻と連番で払い出されており、オンライン記録等で確認できる保険料の納付日はほぼ一致すること、及びその妻の申立期間②の保険料は、納付済みとされていることから、申立人に係る申立期間②の保険料も納付されたものと考えても特段不合理な点は見当たらない。

2 一方、申立人は、昭和52年10月頃に当時勤務していた会社の担当者が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の給料から天引きで、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているが、上記のと

おり、申立人の国民年金の加入手続は、53年4月頃に行われたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と相違している上、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年同月であることが、申立人の所持する年金手帳により確認でき、オンライン記録でも申立人が、申立期間①当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立期間当時の勤務先の担当者等から聴取することができないなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 31 日から 58 年 5 月 6 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 5 月 6 日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32 万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 58 年 5 月 6 日から同年 7 月 21 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A 社における上記訂正後の資格喪失日（同年 5 月 6 日）に係る記録を同年 7 月 21 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 58 年 5 月及び同年 6 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 31 日まで
② 昭和 57 年 8 月 31 日から 58 年 7 月 21 日まで

A 社における申立期間①の標準報酬月額の記録が、実際の給与額より低額だと思うので調査をしてほしい。

また、厚生年金保険被保険者記録では、申立期間②が被保険者期間となっていないが、A 社又は B 社 C 支店に継続して勤務していたので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 57 年 8 月 31 日から 58 年 5 月 6 日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の供述により、申立人が A 社に継続して勤務していたことが認められるが、社会保険事務所（当時）の記録では、57 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し

ている。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年2月28日）より後の同年5月6日付けで、申立人を含む11人の被保険者資格喪失日が遡って57年8月31日と記録されており、かつ、商業登記簿謄本により、同社は継続して法人格を有していたことが確認できることから、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る被保険者資格喪失日を、当該処理日である昭和58年5月6日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和58年5月6日から同年7月21日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の供述により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、A社に継続して勤務していたが、会社名が同社からB社C支店に変わったとしているところ、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険の被保険者となっていた11名が、B社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和58年7月21日に同社において厚生年金保険被保険者となっており、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給与明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の遡及した喪失処理前の標準報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は当該期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本により、同社は、当該期間において法人格を有していたことが確認できる上、申立人及び同僚が、従業員数は十数人以上であったと証言していることから、同社は、当該期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ

ることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、「標準報酬月額記録が、実際の給与額より低額だと思う。」として当該期間の標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係書類が保管されていないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 3 月 10 日は 30 万 8,000 円、17 年 7 月 25 日は 48 万 8,000 円、同年 12 月 25 日は 44 万 8,000 円、18 年 7 月 25 日は 48 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 45 万 7,000 円、19 年 7 月 25 日は 47 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 45 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日
② 平成 17 年 7 月 25 日
③ 平成 17 年 12 月 25 日
④ 平成 18 年 7 月 25 日
⑤ 平成 18 年 12 月 25 日
⑥ 平成 19 年 7 月 25 日
⑦ 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与控除証明書及び照会回答書により確認できる保険料控除額から、平成16年3月10日は30万8,000円、17年7月25日は48万8,000円、同年12月25日は44万8,000円、18年7月25日は48万6,000円、同年12月25日は45万7,000円、19年7月25日は47万2,000円、同年12月25日は45万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月10日は9万2,000円、17年7月25日は19万4,000円、同年12月25日は22万1,000円、18年7月25日は21万6,000円、同年12月25日は18万2,000円、19年7月25日は16万円、同年12月25日は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月10日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年3月10日は9万2,000円、17年7月25日は19万4,000円、同年12月25日は22万1,000円、18年7月25日は21万6,000円、同年12月25日は18万2,000円、19年7月25日は16万円、同年12月25日は8万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年12月10日、16年12月10日、18年6月9日、同年12月11日、19年6月11日、同年12月10日、20年6月10日及び同年12月10日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月10日は38万6,000円、16年12月10日は49万5,000円、18年6月9日は28万5,000円、同年12月11日は41万8,000円、19年6月11日は37万1,000円、同年12月10日は45万円、20年6月10日は36万円、同年12月10日は37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年6月11日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月10日
⑨ 平成20年12月10日

日本年金機構からの質問書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことに気が付いた。賞与明細書等の資料を一部所持しているため、調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年12月10日、16年12月10日、18年6月9日、同年12月11日、19年6月11日、同年12月10日、20年6月10日及び同年12月10日について、申立人から提出された源泉徴収票、確定申告書、賞与明細書及びB区が発行した市民税・県民税課税証明書から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記の源泉徴収票、確定申告書、賞与明細書及び市民税・県民税課税証明書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は38万6,000円、16年12月10日は49万5,000円、18年6月9日は28万5,000円、同年12月11日は41万8,000円、19年6月11日は37万1,000円、同年12月10日は45万円、20年6月10日は36万円、同年12月10日は37万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社において経理を行っていた事業主は死亡しており、回答は得られないものの、複数の同僚が当該期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与明細書から保険料の控除が確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して当該期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年12月9日の標準賞与額については、申立人に係る預金通帳元帳から当該期間について、賞与が支給されていたことがうかがえるものの、平成18年度市民税・県民税課税証明書に記載されている、申立人の17年分に係る「社会保険料の金額」は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額から計算される社会保険料の金額より低額であることから、当該期間に支給された賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない上、申立人は、当該期間の賞与明細書等の資料を所持しておらず、経理等の事務を行っていた事業主は死亡しており当時の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7959

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年4月21日まで
厚生年金保険の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっているが、給料はそれ以前と変わらなかった。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月11日）より後の同年12月2日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人のほか14名についても、同様に遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「当時、社会保険料の滞納が600万円ぐらいあった。」と回答している。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は、A社の取締役であったことが確認できるものの、当該訂正処理が行われた日より前の平成7年7月31日に取締役を退任している上、オンライン記録によると、8年6月1日には、別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年2月28日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社（事業所整理記号：B）における資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事業所整理記号：C）における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から同年6月1日まで
② 平成6年2月28日から同年9月1日まで
③ 平成6年9月1日から同年10月1日まで

私は、平成4年5月1日から7年12月30日までの期間においてA社に継続して勤務していたが、申立期間①から③までが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社（事業所整理記号：B）に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社（事業所整理記号：B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年2月28日と記

録されているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年9月1日と同日に行われていることが確認できる。

また、平成6年9月1日付けで申立人を除く21名についても同年2月28日に遡及して資格喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた平成6年9月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社（事業所整理記号：C）に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にA社（事業所整理記号：C）における資格取得日が平成6年10月1日である同僚が所持していた給与明細書により、当該同僚は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、当該期間当時のオンライン記録では、A社（事業所整理記号：C）は平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所としての記録が無いものの、同社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年9月の標準報酬月額については、同年10月のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間③において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、平成4年5月1日からA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、平成4年6月1日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、当時の事業主に照会を行ったが、回答が無く申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚2名は所在が不明のため照会することができない上、申立人とA社における資格取得日が同じ平成4年6月1

日である同僚7名に照会を行い、回答があった1名も申立人を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7961

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
私は、申立期間について、手取りで 50 万円程度の給与をもらっていたが、厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 6 月 30 日）より後の同年 8 月 27 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されている上、申立人のほか 39 名についても、同様に遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚が、「平成 7 年 9 月以降の給料は未払いであった。」と供述していることから、A社は厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがわれる。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 7 年 7 月 21 日にA社の代表取締役就任しているが、同年 10 月 13 日には辞任しており、その後も取締役であったことは確認できるものの、同社の元顧問である社会保険労務士事務所及び複数の同僚は、「申立人は、社会保険関係の担当ではなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、「残務整理を終え、平成 7 年の年末頃には退職した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、A社の事業主は、同年 12 月 8 日に申立人から別の者に変更されていることが確認できるほ

か、複数の者が、「経営陣の交代があり、外部の人たちが入ってきた。」と供述していることを踏まえると、8年8月27日付けで行われた当該訂正処理に、申立人が関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人の当該期間における被保険者資格の資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額については、53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成6年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社に勤務していた平成5年10月1日から6年3月31日までの期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際より低く記録されている上、申立期間②が被保険者期間となっていない。

また、B社に勤務していた平成6年4月1日から9年5月31日までの期間のうち、申立期間③が被保険者期間となっていない。

申立期間①から③までの厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成6年3月24日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の同僚28名についても申立人と同様に当該期間の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の経理担当者は、「当時、社会保険料の未納があり、社会保険事務所（当時）から経営責任を指摘され、標準報酬月額を遡及して減額し、未納金額を減らしたことを覚えている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社の同僚28名についても申立人と同様に平成6年5月6日付けで、遡って同年3月31日に被保険者資格喪失していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人のA社における離職日は平成6年3月31日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成6年4月1日であると認められる。

また、申立人の平成6年3月の標準報酬月額については、申立人の遡及処理前の記録から、53万円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及びB社の同僚の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間③について、同僚が所持している源泉徴収票により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人についても、同様に保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年4月の標準報酬月額については、同年5月のオンライン記録から53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間当時のオンライン記録では、B社は平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所としての記録が無いものの、同社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無いが、B社は、申立期間③において、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から5年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から5年3月31日まで
② 平成5年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して減額訂正されているため、当時の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、私は、A社から同社の事業を承継したB社に継続して勤務しており、A社における資格喪失日は、5年4月1日になるはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年3月31日）より後の同年4月7日付けで、遡及して18万円に引き下げられていることが確認できる上、51名についても同様に遡及して標準報酬月額が訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の特減処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間の標準報酬月額について有効な訂正処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人の雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった同僚が所持する給与明細書から、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は平成5年3月31日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）より後の同年4月7日付けで行われていることが確認できる上、商業登記簿謄本から、申立期間②において、同社が法人の事業所であったことが確認でき、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年4月1日であると認められる。

なお、申立人の平成5年3月の標準報酬月額については、上記の遡及訂正処理前の同年2月の記録から36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から5年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を3年11月から4年6月までは18万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から5年2月までは22万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から5年3月31日まで
② 平成5年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して減額訂正されているため、当時の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、私は、A社に5年3月31日まで在籍し、翌日の同年4月1日から現在の勤務先であるB社に移籍しており、A社における資格喪失日は、同年4月1日になるはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年11月から4年6月までは18万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から5年2月までは22万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年

3月31日)より後の同年4月7日付けで、遡及して12万6,000円に引き下げられていることが確認できる上、51名についても同様に遡及して標準報酬月額が訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な訂正処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年6月までは18万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から5年2月までは22万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人の雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった同僚が所持する給与明細書から、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は平成5年3月31日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年3月31日)より後の同年4月7日付けで行われていることが確認できる上、商業登記簿謄本から、申立期間②において、同社が法人の事業所であったことが確認でき、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年4月1日であると認められる。

なお、申立人の平成5年3月の標準報酬月額については、上記の遡及訂正処理前の同年2月の記録から22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年2月1日から6年7月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、3年2月から同年8月までは30万円、同年9月から4年9月までは36万円、同年10月から6年6月までは38万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年7月30日から同年8月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の平成6年7月の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から6年7月30日まで
② 平成6年7月30日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が、私の記憶している給与額より低額に記録されている。また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成6年7月30日となっているが、末日まで勤務していたので喪失日は同年8月1日になるのではないか。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年8月までは30万円、同年9月から4年9月までは36万円、同年10月から5年3月までは38万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理され、その後、同年9月から6年6月までの標準報酬月額も38万円から8

万円にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、遡って減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人のほかにも複数の元従業員が5年4月7日付け及び6年8月8日付けで、標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社の元事業主は、「申立期間①当時、当該事業所の厚生年金保険料を滞納していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年8月までは30万円、同年9月から4年9月までは36万円、同年10月から6年6月までは38万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年7月30日より後の同年8月23日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人以外の多数の被保険者についても同様に、平成6年8月23日付けで、被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録から、平成6年8月1日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年6月の標準報酬月額の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から11年8月2日まで

私は、年金事務所から、A社に勤務していた期間のうち、平成8年2月から11年7月までの標準報酬月額が低く訂正されているとの連絡を受けた。同社に勤務していた時は、給与は下がることはなく、保険料も控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年8月2日）より後の同年8月23日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人のほか取締役3名の標準報酬月額についても同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、同僚の一人は、「申立期間当時、A社は、社会保険料又は税金を滞納していたようで、社長が分割の手形を切っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当時、取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は、「同社は社長のワンマン経営であり、経営については全て社長が行っていた。」と供述している上、このうちの一人は、「申立人は、取締役であったが、仕事はB職をしており、社会保険については、関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額につい

て、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から11年8月2日まで

私は、老齢年金の裁定請求の際、年金事務所からA社に勤務していた期間のうち、平成8年2月から11年7月までの標準報酬月額が低く記録されていると言われた。同社に勤務していた時は、給与は下がることは無く、厚生年金保険料も変わらずに控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年8月2日）より後の同年8月23日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人のほか取締役3名の標準報酬月額についても同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、同僚の一人は、「申立期間当時、A社は、社会保険料又は税金を滞納していたようで、社長が分割の手形を切っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当時、取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は、「同社は経営については全て社長が行っていた。」と供述している上、同僚の一人は、「申立人は、B職の取締役であり、ほかの業務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の高及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額につい

て、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年2月1日から6年7月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年7月30日から同年8月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の平成6年7月の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から6年7月30日まで
② 平成6年7月30日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が、私の記憶している給与額より低額に記録されている。また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成6年7月30日となっているが、末日まで勤務していたので喪失日は同年8月1日になるのではないかと調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から5年3月までは50万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理され、その後、同年9月から6年6月までの標準報酬月額も50万円から8万円にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、遡って減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人のほかにも複数の元従業員が5年4月7日付け及び6年8月8日付

けで、標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社の元事業主は、「申立期間①当時、当該事業所の厚生年金保険料を滞納していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年7月30日より後の同年8月23日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人以外の多数の被保険者についても同様に、平成6年8月23日付けで、被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録から、平成6年8月1日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年6月の標準報酬月額の記録から、50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年6月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年6月1日まで

私は、昭和56年9月26日から平成7年5月31日までの期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年4月30日に被保険者資格を喪失したことになっている。しかし、年金事務所からの「同僚事案に係る通知」を確認したところ、同社での厚生年金保険の資格喪失日は同年6月1日が正しいと思うので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び中小企業退職金共済事業団（当時）の退職所得の源泉徴収票から、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成7年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年4月30日）より後の同年8月16日付けで行われており、同日に、申立人のほか77名の同僚についても遡って同年4月30日に資格喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間当時の取締役工場長は、申立人の同僚が年金記録確認B地方第三者委員会に対して資格喪失日の訂正を求めた申立てにおいて同委員会からの照会に対し、「申立期間当時は会社の資金繰りが大変厳しく、

社長は厚生年金保険料を納付していないと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の主張する同年6月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該喪失処理前の記録から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成3年4月に、区役所から国民年金加入のお知らせが送付されてきたため、同封されていた案内文に従って、国民年金の加入手続を郵送で行った。国民年金保険料については、加入手続を行った月から送付されてきた納付書により、自宅近くの郵便局で毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、加入手続を行った月から納付書により、自宅近くの郵便局で毎月納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、4年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できること、ii) 申立期間直前の平成3年度の保険料は、平成4年5月からほぼ毎月、過年度納付されており、申立期間直後の平成5年度の保険料は、平成5年5月から毎月、現年度納付されていることがオンライン記録により確認できること、iii) 申立人は他の年度の保険料と並行して申立期間の保険料を納付していた記憶が無いことから、申立人の主張は、国民年金の加入手続（平成4年5月）後、平成3年度の保険料をほぼ毎月過年度納付していた記憶によるものと考えるのが自然である。

また、申立人のオンライン記録では、納付済みとなっている申立期間の前後の期間については国民年金保険料の収納日が明確に収録されているにもかかわらず、当該期間に係る保険料の納付記録は見当たらない上、申立人の主張どおり、自宅近くの郵便局で当該期間の保険料を毎月納付していたとすれば、当該期間を通じて同一区内に居住していた申立人の記録が1年間にわた

り全く記録されなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年3月まで
私の年金加入記録のうち、昭和41年11月から44年3月までの期間は、養母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の養母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用分として払い出されたことが確認できることから、行政側により、強制的に国民年金の被保険者資格の取得処理がなされたものと考えられることに加え、同番号により管理されていた国民年金被保険者台帳によると、登録されていた住所は、その養母が居住していた区ではなく、申立人が一人暮らしをしていたとする別の区であることが確認できることから、その養母が申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとは考えにくく、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の養母は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は29か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から平成 18 年 9 月までの期間、20 年 5 月から同年 7 月までの期間及び 21 年 3 月から 22 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月から平成 18 年 9 月まで
② 平成 20 年 5 月から同年 7 月まで
③ 平成 21 年 3 月から 22 年 6 月まで

私が 20 歳の頃、私の母親が国民年金保険料を納付してくれたはずであり、私自身も保険料を何度か納付した記憶がある。

また、私は、刑務所の入退所を繰り返しており、出所の都度、出所前教育指導を受けて刑事施設発行の在所証明書を受け取り、区役所又は社会保険事務所(当時)に提出し、在所期間中の国民年金保険料の免除の申請手続きを行った。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が納付又は免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳の頃、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたはずで、その後自身においても、保険料を何度か納付した記憶があり、また、出所の都度、在所証明書を区役所又は社会保険事務所に提出し、在所期間中の保険料の免除の申請手続きを行ったと主張しているが、申立人の年金手帳、基礎年金番号の付番年月日、申立人の免除記録等から、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、平成 23 年 7 月又は同年 8 月頃と推認でき、その時点において、申立期間①、②及び申立期間③の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、同じくその時点において、申立期間は免除承認期間外である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡又は別の基礎年金番号が付番されている形跡は見当たらないことから、申立期間①、②及び③当時、申立人は国民年金保険料を納付することができず、免除の申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は合計 270 か月で、五つの異なる区に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年3月まで

私の兄妹のうち、次兄及び妹について、20歳当時学生であったが、私の父親が両人の国民年金の加入手続を行い、学生時代の国民年金保険料を納付していたので、私についても同様に、20歳の時に父親が、私の国民年金の加入手続を行い、就職するまでの保険料を納付していたはずである。

父親は既に亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時にその父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその父親は、既に他界しており、申立人の母親からも証言を得ることが困難であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、大学生であったと述べていることから、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入した形跡は無いことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、20歳当時学生であったとする申立人の兄妹のうち三兄は、20歳になった時から共済組合の組合員になるまでの44か月間について、国民年金に加入しておらず、申立人の兄妹全員が国民年金に加入していたわけではな

い状況が認められる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6876 (事案 6031 及び 6441 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの期間及び51年10月から60年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から48年3月まで
② 昭和51年10月から60年3月まで

私は、当初、昭和41年1月から47年3月までの国民年金の定額保険料及び42年4月から47年3月までの付加保険料(制度開始当初は、所得比例保険料。以下同じ)の納付について申立てを行った。その結果、定額保険料は、全て納付していたものと認められたが、付加保険料については認められなかった。その理由の一つとして、付加年金制度の導入は45年10月からであるとの説明があった。

前回、平成14年頃、社会保険事務所(当時)の職員から、「付加年金制度は昭和40年頃から始まっていた。」と聞いたことがあったことを思い出した。同職員の言ったことが確かなら、その頃から付加保険料を納付することができたことになるため、41年2月から48年3月までの付加保険料の納付について申立てを行った。また、51年4月から60年3月までの付加保険料の納付については、当初、申立てを失念していた。54年12月から居住した市では、しばらく付加保険料を納付しなかった時期もあったような気がするが、その辺りを含めてよく調査するように当該期間についても申立てを行った。同申立て直前に、51年7月から同年9月までの付加保険料は、私の所持する国民年金保険料領収証書により年金事務所で既に記録訂正処理がなされており、それを踏まえて、当該期間の直前の期間である同年4月から同年6月までの付加保険料は納付していたものと認められたが、41年2月から48年3月までの期間及び51年10月から60年3月までの期間の付加保険料については認められなかった。

私は、今回、昭和42年頃、市役所の分室(現出張所)の受付の若い女性

職員に勧められて、初めて付加保険料の納付を申し出たことを思い出したので、詳細に検証してほしい。新たな資料の提出は無いが、申立期間①及び②の付加保険料の納付記録を回復するために再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立てにおいて、申立人は、昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月までの付加保険料を納付していたと述べているが、付加年金制度が開始されたのは 45 年 10 月である上、申立人の所持する国民年金手帳に、申立人が 48 年 5 月に「所得比例保険料を納付する者となる申出」を行ったことをうかがわせる記載があることなどから、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできないとされ、この当委員会の決定は、既に平成 23 年 8 月 31 日付けで通知が行われている。

2 前回の申立てにおいて、申立人は、当初の当委員会の決定に対して、「平成 14 年頃、社会保険事務所で付加年金制度は昭和 40 年頃から始まっていたと聞いたことを思い出した。」と述べて、当初の申立期間を含む 41 年 2 月から 48 年 3 月までの付加保険料を納付することはできたはずであると主張している。しかし、申立人が、どこでどのような説明を受けたかにかかわらず、制度上、45 年 10 月前に付加保険料を納付することはできず、申立人の所持する国民年金手帳の記載のとおり、申立人は、48 年 5 月に「所得比例保険料を納付する者となる申出」を行い、現に付加保険料が納付済みとされている同年 4 月から当該保険料を納付したと考えるのが合理的であるとされ、この申立人の主張は、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められなかった。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月から 60 年 3 月までの付加保険料の納付について、54 年 12 月から居住した市では、しばらく納付しなかった期間があるかもしれないが、その他の期間については納付しなかったことは無いと思うのでよく調べてほしいと述べている。しかしながら、当該期間のうち、51 年 10 月から 60 年 3 月までの期間については、i) 申立人が付加保険料をしばらく納付しなかった期間があるかもしれないとした市の国民年金被保険者名簿に、申立人が「所得比例保険料（又は付加保険料）を納付する者でなくなる申出」をした後、再度「所得比例保険料（又は付加保険料）を納付する者となる申出」をしたことをうかがわせる記載は見当たらないこと、ii) 申立人の所持する再発行された年金手帳に「所得比例用 60. 4. 24」の押印があること、iii) オンライン記録において 60 年 4 月から付加保険料が納付済みとされていることなどを考え合わせると、申立人は、同年同月から付加保険料を納付したと考えるのが合理的であるとされた。

以上のことから、申立人が、昭和 41 年 2 月から 48 年 3 月までの期間及び 51 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできないとされ、この当委員会の決定は、既に平成 24 年 1 月 12 日付けで通知が行われている。

- 3 今回の申立てにおいて、申立人は、前回及び前々回の当委員会の決定に対して、申立期間①について、昭和 42 年頃、当時居住していた市の分室（現出張所）の職員に勧められて初めて付加保険料の納付を申し出たことを思い出したので、詳細に検証してほしいと主張しているが、付加年金制度は 45 年 10 月 1 日から開始されており、制度上、同年同月前に付加保険料を納付する者となる申出はできないことが明白である上、申立人が主張する記憶を、記録訂正につながる新たな資料等に当たるものと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間中に転居した市のうち、二つの市で付加保険料を払わなくてよいと言われ、当該保険料を払わなかった期間があったと思うと述べているが、納付しなかった期間や納付を再開した時期について具体的な記憶は無いなど、当該期間当時の付加保険料の納付状況が不明である上、新たな資料等の提出も無い。

このように、今回の申立てにおいて申立人の主張は、当委員会が前回及び前々回の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに委員会の前回及び前々回の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6877

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 9 月まで

私は、申立期間当時、郵便局の外交員が来ていたのを覚えており、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、結婚するまでの間、母親がその外交員に行ってくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金保険料の納付について、申立期間当時、申立人の母親が郵便局の簡易保険に加入しており、その母親が当該簡易保険料を郵便局の外交員に納付する際に申立人の国民年金保険料も併せて納付したはずであると述べている。しかし、その外交員が在籍していたとする郵便局は、訪問して国民年金保険料を集金することは行っていないと回答している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は、申立人の国民年金の加入手続についての記憶が明確ではないなど、申立人の申立期間当時における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後に転居した市において昭和 53 年 3 月に払い出され、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得していることが特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳により確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から8年3月まで

平成5年1月から働き始めた会社が、厚生年金保険に加入してくれなかったため、20歳になった時に、祖父が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料も、年金が振り込まれていた祖父の口座から口座振替で納付してくれていた。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の祖父が、申立人が20歳になった時、国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、その祖父は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況は不明であり、その祖父が、年金が振り込まれていた自身の口座から口座振替で申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、同口座を管理している金融機関によると、申立期間において、同保険料の振替はなされていないことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から8年3月まで

私が20歳になった平成5年*月に、私の祖父又は母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、私が学生であったため、祖父が納付書により納付してくれていた。祖父は既に亡くなっているため、保険料額、納付頻度等具体的なことは分からない。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成5年*月に、申立人の祖父又は申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、祖父が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその祖父は、既に他界していることに加え、加入手続を行った可能性があるとするその母親も、加入手続及び保険料の納付について具体的な記憶が無い場合、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月の基礎年金番号制度の導入後、同年12月12日に、共济組合の組合員に対して新たに付番されたものであることから、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 28 日から 31 年 2 月 28 日まで
② 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 7 月 27 日まで
③ 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

夫は、申立期間①はA職として、申立期間②はB社C事業所にD職として、また、申立期間③はE社にD職として、勤務していたが、いずれも船員保険又は厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していた船舶又は事業所について、具体的な供述が無く、船舶又は事業所を特定することができないことから、申立人について、船員保険及び厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、申立人は、申立期間①に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、F会が保管する資料により、申立人が当該期間において、B社C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録によると、B社は、昭和31年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社保管の資料に記載されている申立人の前任者、後任者及び複

数の同僚を調査したところ、申立人の前任者は、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、申立人の後任者を含めた9名は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年8月1日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前に同社で資格を取得している者はいない。

さらに、事業主は、申立人に関する厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している上、申立人も、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、E社の事務を継承するG社人事部は、「E社は昭和34年に廃止され、関連書類は保管されていないことから、申立人の勤務を確認することができない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠番が無い。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 51 年 6 月 26 日から 53 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 54 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで
④ 昭和 55 年 5 月 21 日から同年 7 月 21 日まで
⑤ 昭和 56 年 7 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
⑥ 昭和 57 年 3 月 21 日から同年 4 月 15 日まで
⑦ 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 7 月 21 日まで
⑧ 昭和 60 年 1 月 21 日から同年 10 月 21 日まで
⑨ 平成元年 11 月 21 日から 3 年 11 月 21 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録の中で、A社、B社、C社、D社、E社、F社及びG社のうち、A社及びB社については、厚生年金保険被保険者記録が全く無く、C社、D社、E社、F社及びG社については、勤務した期間と厚生年金保険の被保険者期間が異なり記録が一部欠落してしまっている。給与明細書等はないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社（後に、H社）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 50 年 10 月 1 日となっており、申立期間①当時は、適用事業所となっていないことが確認でき、申立人は、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち 3 名が申立人と同日に資格取

得しているが、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間②に係る雇用保険の記録は無い。

また、元事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③及び④について、申立人は、I社グループ会社間の異動であるため、厚生年金保険の記録が欠落するのはおかしいと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、申立期間③及び④に係る記録は無い。また、C社（現在は、J社）は、「申立期間③及び④当時の人事記録、給与関係書類等を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、C社に係る申立期間③及び④の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿はオンライン記録と一致しており、記録管理上の不備も見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、C社からD社への同じI社グループ会社間の異動であったので、厚生年金保険の記録が欠落するのはおかしいと主張している。

しかし、オンライン記録から、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和56年8月1日であり、申立期間⑤のうち同年7月30日から同年8月1日までは、同社は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、元事業主は、連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、元取締役も「当時の資料が残ってないので分からない。」と回答している。

さらに、D社に係る申立期間⑤の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿はオンライン記録と一致しており、記録管理上の不備も見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、D社からE社への移籍の話があり、それに従って移籍しただけなので、厚生年金保険の記録が欠落するのはおかしいと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、申立期間⑥に係る記録は無い。

また、元事業主は、連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、元取締役も「当時の資料が

残っていないので分からない。」と回答している。

さらに、同僚照会を行ったが、申立人の勤務期間を覚えている者はいなかった。

加えて、D社に係る申立期間⑥の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿はオンライン記録と一致しており、記録管理上の不備も見当たらない。

申立期間⑦について、申立人は、D社のオーナーから2年間の約束でE社へ移籍し、期間満了後、少ししてからD社へ戻ったので、厚生年金保険の記録が欠落するのはおかしいと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、申立期間⑦に係る記録は無い。

また、元事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げている複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間⑦に係る勤務実態を確認することができなかった。

加えて、D社に係る申立期間⑦の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿はオンライン記録と一致しており、記録管理上の不備も見当たらない。

申立期間⑧について、申立人は、F社で昭和59年11月から60年10月20日まで勤務したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の記録が同年1月21日までしかないのはおかしいと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、申立期間⑧に係る記録は無い。

また、元事業主は、連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚も「申立人の勤務期間については覚えていない。」と回答している。

加えて、F社に係る申立期間⑧の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿はオンライン記録と一致しており、記録管理上の不備も見当たらない。

申立期間⑨について、申立人は、G社で平成元年6月1日から3年11月20日まで勤務したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の記録が元年11月21日までしかないのはおかしいと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、申立期間⑨に係る記録は無い。

また、オンライン記録では、G社は平成3年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

さらに、元事業主は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金

保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間⑨当時、G社と顧問契約をしていた社会保険労務士事務所は、「G社と顧問契約をしていた事実はあるが、契約を解除した時に書類を全て返却したので、手元に関係書類は残っていない。申立期間⑨当時、社会保険の担当は元事業主が行っており、FAXによる依頼に基づいて健康保険、厚生年金保険及び雇用保険については同時に手続をしていた。」と回答している。

また、元同僚は、「申立人のことはよく覚えている。私は、平成元年4月から、会社が倒産する少し前の3年3月末まで勤務していたが、申立人は、私が辞めるよりだいぶ前に辞めたのは間違いない。申立期間⑨当時は、社会保険労務士が社会保険の手続を行っていたので、記録の不備は考え難い。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月から 13 年 6 月まで

私は、平成 11 年 8 月に前職の同僚の紹介で、A社に正社員として入社し、13 年 6 月までB事業所に勤務していたにもかかわらず、同社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者記録が全て無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、平成 12 年 10 月 1 日資格取得、13 年 6 月 30 日離職となっており、元総務及び人事担当者から提出された同社に係る住所録には、申立人の入社日は 2000 (平成 12) 年 10 月 1 日と記載されている上、申立人が同社を退職後に勤務した事業所が保管していた履歴書(「平成 13 年 6 月現在」と記載有り)には、「平成 12 年 10 月 A社入社」と記載されていることから、申立人が同社に勤務していた期間は 12 年 10 月 1 日から 13 年 6 月 30 日までの期間であったと認められる。

しかしながら、A社において、最後に被保険者資格を取得した者の資格取得年月日は、平成 12 年 10 月 1 日より前の同年 6 月 1 日である上、同年夏頃まで勤務していたとする元従業員は、「当時、会社の資金繰りが悪化したので、国民年金に切り替えてほしいと説明を受けたので、厚生年金保険は平成 12 年 6 月に資格喪失となっている。」と述べている。

また、前述の元総務及び人事担当者は、「住所録に掲載されている者は正社員である。」と述べているが、住所録に掲載されている者であっても、申立人と同様にA社における厚生年金保険の被保険者記録が無い者も存在する上、当該担当者は、「保険料の支払が滞っていたので、具体的にいつ

からかは覚えていないが、ある時期からは、採用面接時に、当社では社会保険に加入できないので、自身で入ってもらうことになる旨は伝えるようにしていた。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成13年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年5月以降も同社に勤務していた複数の元従業員は、同年4月以降は会社の都合で国民年金及び国民健康保険に加入する事になった旨述べている。

加えて、当時の事業主に照会文書を送付したものの、回答が得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が申立期間当時在住していた市区町村に照会したところ、申立人は、申立期間の全期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月頃 から 43 年 11 月頃 まで
② 昭和 44 年 12 月 10 日 から 45 年 12 月 20 日 まで
③ 昭和 50 年 3 月頃 から 51 年 9 月頃 まで
④ 昭和 51 年 11 月頃 から 52 年 3 月頃 まで
⑤ 昭和 52 年 4 月頃 から 54 年 3 月頃 まで
⑥ 昭和 54 年 4 月頃 から 56 年 3 月頃 まで
⑦ 昭和 56 年 3 月頃 から 58 年 10 月頃 まで
⑧ 昭和 58 年 10 月頃 から 60 年 5 月頃 まで

私は、以下の 8 事業所において勤務した記憶があり、それぞれの申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間①から⑧までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間①は、A 地域にあった B 製品を扱っている C 事業所に勤務し、D 業務をしていた。

申立期間②は、E 社で 45 年 12 月 20 日まで、B 製品を扱う D 業務として継続して勤務していた。

申立期間③は、F 社に勤務し、G 施設の完成までその現場で補助的業務をしていた。

申立期間④は、H 事業所で、I 業務をしていた。

申立期間⑤は、H 事業所から独立した J 事業所で、I 業務をしていた。

申立期間⑥は、K 事業所に勤務し、L 業務をしていた。

申立期間⑦は、M 事業所に勤務し、L 業務及び N 業務をしていた。

申立期間⑧は、O 事業所に勤務し、L 業務及び N 業務をしていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A地域にあったC事業所に勤務していた。」と述べているところ、申立人が記憶する所在地にC事業所という名称の事業所は確認できる。

しかしながら、C事業所は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、C事業所に照会文書を送付したところ、回答は得られなかったものの、過去に同事業所を訪問調査した年金事務所は、「C事業所は、昭和23年創業以来、個人事業所として営業し、社会保険の適用事業所になったことは一度も無いと述べていた。」としている。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「E社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和44年12月10日となっているが、同社では45年12月20日までB製品を扱うD業務をしていた。」と主張している。

しかしながら、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、E社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に被保険者であった者27名に照会したところ、回答があった者のうち、5名は申立人と同様にB製品を扱うD業務として従事していたと回答しているものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、事業主は、申立人の申立期間②に係る在籍等については、当時の資料が無いため不明である旨回答している上、事業主が保管している申立人に係る「厚生年金基金加入員資格取得届」及び「厚生年金基金加入員資格喪失届」によると、申立人のP厚生年金基金の加入期間は、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は「G施設の現場で、補助的業務をしていた。現場の看板には、F社と書かれていた。」と述べている。

一方、オンライン記録において、申立人が記憶する所在地にF社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができないが、Q事業所に照会したところ、同事業所は、「G施設を建設したのは、R社である。」と回答しており、オンライン記録において、申立期間当時、R社という名称の厚生年金保険の適用事業所が存在することが確認できる。

また、R社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間③に被保険者であった者20名に照会したところ、G施設の現場で施工管理をしていたとする元従業員は、「具体的な勤務期間は分からないが、申立人がG施設の現場で勤務していた事を覚えている。」と述べていることから、申立てに

係る事業所はR社であり、期間は特定できないものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の被保険者名簿の申立期間③において、申立人の名前は確認できない上、申立人が一緒に勤務し、同じ業務をしていたと記憶している同僚の名前も確認できない。

また、上記の元従業員は、「申立人は、私が現地で面接し、採用したG施設の工期の期間だけのアルバイトであり、アルバイトは厚生年金保険には入れていなかった。」と述べている上、申立期間③当時、総務課に所属していた元従業員は「アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

さらに、R社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に文書照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人は、「H事業所で、I業務をしていた。」と述べている。

しかしながら、H事業所を経営するS社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間④に被保険者であった者12名に照会したところ、4名から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、上記の被保険者名簿には、申立期間④において、申立人の名前は確認できない上、申立人が記憶していた複数の同僚の名前はいずれも確認できない。

さらに、事業主は、申立人の申立期間④に係る在籍及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かについては、当時の資料が無いため不明である旨回答している。

申立期間⑤について、申立人は、「J事業所で、I業務をしていた。」と述べているところ、申立人が名前を記憶していた同僚のうち1名は、「私は、昭和53、54年を含む3年間ぐらい、J事業所で、I業務をしていた。申立人の具体的な勤務期間は分からないが、申立人も一緒に勤めていたことを覚えている。」と述べていることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間⑤にJ事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、J事業所は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録において、申立人が記憶する所在地にJ事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、上記の同僚は、「私は、I業務をしていたが、その当時は国民年金に任意加入していた。給料から厚生年金保険料は引かれていなかった。I業務をしていたほかの人もそうだと思う。また、J事業所で厚生年金保

除があるという話は聞いたことが無い。」と述べている。

さらに、申立人及び上記の同僚は、事業主の姓のみしか記憶していないことから、個人を特定することができず、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑥について、申立人は、「K事業所に勤務し、L業務をしていた。」と述べ、複数の同僚の名前を記憶しているところ、申立人が記憶する所在地に当時K事業所という名称の事業所は確認できる。

しかしながら、K事業所は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、K事業所の現在の事業主は、当時から厚生年金保険には加入していない旨回答している。

さらに、申立人は、複数の同僚の名前を記憶しているものの、個人を特定できず、照会することができないことから、申立人の申立期間⑥に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間⑦について、申立人は、「M事業所に勤務し、L業務及びN業務をしていた。」と述べているところ、申立人が記憶する所在地にM事業所という名称の事業所は確認できる。

しかしながら、M事業所は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、M事業所の現在の事業主は、今までに厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、個々に国民年金に加入していたことから、申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

申立期間⑧について、申立人は、「O事業所に勤務し、L業務及びN業務をしていた。」と述べているところ、事業主は、在籍期間は不明だが、申立人が勤務していた旨回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間⑧にO事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶する所在地に当時O事業所という名称の事業所は確認できるものの、同事業所は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、事業主は、今までに厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、自身も国民年金に加入していたことから、申立人の申立期間⑧に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

さらに、申立人の夫が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和57年4月19日から夫の同事業所

の資格喪失日である 59 年 8 月 16 日までの期間は、健康保険の被扶養者であったことが確認できる上、申立人が当時在住していた市区町村に照会したところ、申立人は、同年 8 月 16 日以降は国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①から⑧までにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで
私は、平成 9 年 4 月から 14 年 3 月まで A 職をしていたが、B 事業所（現在は、C 事業所）における標準報酬月額が、ほかの事業所の時と比べて低くなっている。申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額がほかの事業所の時と比べ低いと申し立てている。

しかし、C 事業所は、「申立期間当時の資料は全て廃棄済みとなっており、確認することができない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間に被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に、B 事業所における申立期間当時の保険料控除について照会したが、給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができないが、標準報酬月額と給与額との間に差異があることを具体的に証言する同僚はいない。

さらに、申立期間とその前後の期間における通勤費を試算したところ、申立期間の通勤費は、その前後の期間における通勤費と比較して低額であることから、申立期間においては、通勤手当が減額されており、給与支給額が低くなっていた可能性もうかがえ、申立期間の標準報酬月額が申立期間前後の標準報酬月額より 1 等級低く決定されたことが不自然であるとまでは言い難い。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7975 (事案 6394 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月21日から32年12月26日まで
申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委員会に申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との回答だった。
受け取った証拠があれば納得するので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の受給に係る申立てについては、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年12月26日の前後2年以内に同社において資格喪失している同僚の脱退手当金の支給記録を踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の33年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料を提出することなく、脱退手当金の受給に関して前回と同様の主張をするとともに、脱退手当金を支給した証拠がないと納得できないと主張している。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過していることからこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づ

けられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金の支給がなかったことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならぬ事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が脱退手当金の支給がなかったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 56 年 2 月 16 日まで
私は、申立期間においてA社（現在は、B社）にC職として勤務していた。
厚生年金保険に加入していたのは間違いないと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間後に勤務したD事業所が保管しているA社が作成した証明書及び複数の同僚の証言から、申立人が昭和 53 年 9 月から 56 年 2 月 12 日までの期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の代表取締役は、既に死亡しているため厚生年金保険料の控除について確認することができない上、B社は、資料が無く保険料控除は不明と回答している。

また、申立人が記憶している同僚のうち1名は、その記憶する入社日の約3年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人が、自身とほぼ同じ期間勤務したと述べているほかの同僚1名は、A社に係る事業所別被保険者名簿において氏名を確認できないことから、同社は、必ずしも全員を入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料は所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年12月14日から36年4月21日まで
私のA社における厚生年金保険被保険者期間について、以前から、脱退手当金が支給されたことになっていることを疑問に思っていた。

A社を退職する時に脱退手当金の説明を受けたこともなく、請求をした記憶も無い上、脱退手当金が支給されたことになっている昭和36年6月30日には、結婚して転居していたので、受け取ることは不可能である。

また、結婚後も働く意思があり、採用されなかったが、転居後間もなく就職試験を受けたし、申立期間当時から、年金は老後に受給するものと認識していた。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 25 日から同年 12 月 20 日まで
私は、申立期間において、A社（後に、B社。現在は、C社）に日雇として勤務していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険被保険者となっていないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に日雇で勤務していたと述べている。しかし、申立期間において被保険者資格のある複数の元社員に照会したものの、いずれの元社員からも証言を得られない上、C社は、「当時の記録及び資料は保管されていないため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の資格取得届出及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い上、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「日雇で勤務し、日払いで給与をもらっていた。」と述べているところ、回答のあった複数の元社員及びC社の総務担当者は、「日雇の人は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。